



美里町公告第 31 号

令和 7 年 3 月 14 日付美里町公告第 9 号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本町に意見書を提出することができます。

令和 7 年 10 月 23 日

美里町長 上 田 泰 弘



1 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

美里町役場 中央庁舎農業政策課 美里町馬場 1100 番地

3 意見書の提出について

(1) 提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人としてします。

(2) 提出期限は令和 7 年 11 月 5 日（水）とします。

(3) 美里町農業政策課農業員会係に直接持参又は郵送により提出して下さい。

(4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記して下さい。

(5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとします。

変更理由書

(1) 美里町地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和7年3月31日に策定されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

地域計画区域からの除外

No	大字	小字	地番	除外理由
1	中	中園	2283	山林として転用するため（植林済）